

うちな～CO₂フリーメニュー

(要 縄)

令和4年4月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

1 適 用	1
2 適 用 範 囲	1
3 要 約 の 変 更	1
4 契約の成立および契約期間	2
5 料金適用開始の日	2
6 うちな～CO ₂ フリー価値の電源構成	3
7 非化石比率および非化石対象電力量	3
8 料 金	3
9 延 滞 利 息	4
10 うちな～CO ₂ フリーメニューの提供中止	4
附 則	5

1 適用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島供給約款の適用地域を除きます。）

2 適用範囲

- (1) この要綱は、当社が別途定める要綱、選択約款、または特別高圧需要に対する標準的な電気供給条件等（以下「他の要綱等」といいます。）の適用を受けているお客さま（ただし、当社との需給契約が自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力のみのお客さまを除きます。）が、当社が提供する電気を、再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値（以下「うちな～CO2フリー価値」といいます。）を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO2排出量を調整したメニュー（以下「うちな～CO2フリーメニュー」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、当社との協議がとのった場合に適用いたします。
- (2) 当社は、CO2排出量の調整にあたり、原則として、沖縄県由来の資源を用いた再生可能エネルギー電源から生じた非化石証書を活用するものといたします。
- (3) 当社は、お客さまへ提供を行う、うちな～CO2フリー価値が不足もしくは調達できない場合、(2)の記載の条件に合致しない非化石証書を活用し、CO2フリーメニューを提供することができます。
- (4) この要綱は、他の要綱等と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして、適用いたします。なお、他の要綱等が変更された場合は、変更後の他の要綱等によります。
- (5) この要綱に定める事項について、他の要綱等に異なる定めがある場合は、当該事項については、他の要綱等によらず、この要綱の規定を適用するものといたします。

3 要綱の変更

- (1)当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (2)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (3)当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電磁的方法（お客様に電子メールで送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客様にお知らせいたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1)この契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2)契約期間は、次によります。
- イ　契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ　契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ　当社は、ロにより契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3)お客様は、この契約を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出でいただきます。当社は、当該申し出に応じて、この契約を廃止いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客様の協議のうえ決定いたします。

5 料金適用開始の日

8 (料金) は、原則として、契約が成立した日以降、かつ、当社とお客様の協議により定められた日から使用される電気にかかる料金より適用いたします。

6 うちな～CO2フリー価値の電源構成

- (1)当社は、この要綱に定める当該メニューの提供に先立ち、供給する電気に用いるうちな～CO2フリー価値について、再生可能エネルギーにより発電された電気に由来するよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの非化石証書の構成比率を算定いたします。
- (2)当社は、供給した電気に用いるうちな～CO2フリー価値の電源種別ごとの非化石証書の構成比率を算定いたします。
- (3)当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの非化石証書の構成比率を、
3(要綱の変更)(3)に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

7 非化石比率および非化石対象電力量

- (1)当社は、お客さまと協議の上、非化石対象電力量を定めます。
- (2)当社は、非化石証書を使用して、非化石対象電力量に係るCO2排出量を零といたします。
- (3)非化石対象電力量の算出方法は、毎月の使用電力量（自家発補給電力および特別高圧自家発補給電力で使用した電力量も含みます。）にあらかじめ定めた一定の比率を乗じて算出する方法と、あらかじめ定めた一定量を毎月の非化石対象電力量とする方法（使用電力量があらかじめ定めた非化石対象電力量未満となった場合は、非化石対象電力量は使用電力量といたします。）から、お客さまと協議の上、定めます。
- (4)非化石対象電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げます。

8 料 金

各月の料金は、他の要綱等によって料金として算定された金額に、(1)によって算定された金額（以下「CO2フリーオプション料金」といいます。）を加えたものといたします。なお、CO2フリーオプション料金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (1)CO2フリーオプション料金

CO2フリーオプション料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\begin{array}{lcl} \text{CO2 フリー} & = & \text{その1月の非化石} \times (2) \text{の CO2 フリー} \\ \text{オプション料金} & & \text{対象電力量} \quad \text{オプション料金単価} \end{array}$$

(2) CO2フリーオプション料金単価

CO2フリーオプション料金単価は、お客さまと協議の上、定めます。

9 延滞利息

CO2フリーオプション料金にかかる延滞利息については、他の要綱等と一体のものとして扱います。

10 うちな～CO2フリーメニューの提供中止

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は、対象となるお客さまに対し、うちな～CO2フリーメニューの提供を中止する日を事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和4年4月1日から実施いたします。